

事務連絡

令和4年11月24日

各都道府県消防防災主管課 } 御中
東京消防庁・各指定都市消防本部 }

消防庁予防課

スプリンクラー設備による水損事案について

今般、スプリンクラー設備による水損事案が相次いで発生していることから、**別紙1**のとおり情報提供します。

つきましては、スプリンクラー設備による水損事案の再発防止を図るため、下記の事項について、防火対象物関係者への注意喚起をお願いします。

各都道府県消防防災主管課におかれましては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対し、この旨周知されるようお願いします。

なお、このことについては、一般財団法人日本消防設備安全センター及び一般社団法人日本消火装置工業会に対し、それぞれ**別紙2**及び**別紙3**のとおり通知していることを申し添えます。

記

- 1 開放型ヘッドを用いたスプリンクラー設備（以下「開放型スプリンクラー設備」という。）のうち、1つの感知器からの信号により自動的に放水を開始するシステムとなっているものについては、設備点検の機会に、非火災報の原因となる電気配線等の部分への漏水等のおそれや感知器への埃・水滴の付着（湿気による結露・外部からの漏水等）が生じてないかについて重点的に確認すること。

また、改修工事等の機会を捉え、複数の信号（例えば、煙感知器からの信号と熱感知器からの信号）により放水するシステム（AND回路）への変更を検討することが望ましいこと。

2 開放型スプリンクラー設備については、設備点検の機会に、配管等の部分に漏水等につながる著しい腐食などが生じていないかや手動起動弁・電動弁・止水弁・自動排水弁などの作動状況等について重点的に確認すること。

また、減圧開放式の一斉開放弁が用いられたシステムとなっているものについては、改修工事等の機会を捉え、加圧開放式のものへの変更を検討することが望ましいこと。

3 閉鎖型ヘッドを用いたスプリンクラー設備（以下「閉鎖型スプリンクラー設備」という。）については、工事等に伴い、閉鎖型ヘッドを破損し、又は熱源を近接させるなどにより加熱することのないよう留意すること。

4 引き続き、スプリンクラー設備の点検の実施を徹底するとともに、点検で確認された不具合等の早期改修を図ること。

消防庁予防課

担当：関、佐藤

電話：03-5253-7523

事案 1 大阪府大阪市

- (1) 発生日
令和 4 年 11 月 15 日
- (2) 事故概要
複合施設の吹き抜け部に設置された開放型スプリンクラー設備（自動式）が作動したものの。
- (3) 原因
老朽化した感知器の誤作動の可能性（調査中）。

事案 2 神奈川県横浜市

- (1) 発生日
令和 4 年 10 月 17 日
- (2) 事故概要
照明テストを行っていたところ、大ホール天井裏にある照明室に設置されている閉鎖型スプリンクラー設備（自動式）が作動したものの。
- (3) 原因
調査中。

事案 3 静岡県裾野市

- (1) 発生日
令和 4 年 9 月 24 日
- (2) 事故概要
文化センターの舞台部に設置された開放型スプリンクラー設備（手動式※）が作動したものの。※ 加圧開放式の一斉開放弁を用いたもの。
- (3) 原因
調査中。

注) 本紙に記載している情報は、各消防本部への聞き取りによる速報であり、今後、変更される可能性がある。